

第 3 号（令和 6 年 3 月 2 2 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和 6 年 3 月 井手町議会（定例会）会議録（第 3 号）

招集年月日

令和 6 年 3 月 2 2 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 6 年 3 月 2 2 日 午前 1 0 時 0 0 分 議長 奥田俊夫

閉会 令和 6 年 3 月 2 2 日 午前 1 0 時 4 5 分 議長 奥田俊夫

応招議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄	10 番	木村	武壽

不応招議員

な し

出席議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄	10 番	木村	武壽

欠席議員

な し

会議録署名議員の氏名

5 番	田中	保美	9 番	岡田	久雄
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森田	肇	議 会 書 記	梶田	篤志
議 会 書 記	林田	夕加	議 会 書 記	新田	純平

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	島田	智雄
---	---	----	----	---	---	---	----	----

参	与	西垣	義郎
理事兼総務課長事務取扱		脇本	和弘
理事兼会計管理者事務取扱		木村	恵理
理事兼建設課長事務取扱		柳原	健二
企 画 財 政 課 長		寺井	佳孝
高 齢 福 祉 課 長		坂井	幸一郎
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務		畑中	博之
上 下 水 道 課 長		仁木	崇
同和・人権政策課長		西島	豊広
社 会 教 育 課 長 ・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務		中坊	玲子

教 育 課 長	中田	邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱	山本	勇人
理事兼住民福祉課長事務取扱	花木	秀章
学 校 教 育 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務	高江	裕之
税 務 課 長	乾	浩朗
保 健 医 療 課 長	中谷	誠
産 業 環 境 課 長	菱本	嘉昭
建 設 課 参 事	辻井	祐介
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	平間	克則

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和 6 年 3 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 3 号〕

令和 6 年 3 月 22 日（金）午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1 号 井手町下水道事業の設置等に関する条例制定の件
- 第 3 議案第 20 号 令和 6 年度井手町一般会計予算
- 第 4 議案第 21 号 令和 6 年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議案第 22 号 令和 6 年度井手町水道事業会計予算
- 第 6 議案第 23 号 令和 6 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第 7 議案第 24 号 令和 6 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議案第 25 号 令和 6 年度井手町介護保険特別会計予算
- 第 9 議案第 26 号 令和 6 年度井手町下水道事業会計予算
- 第 10 議案第 27 号 令和 6 年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第 11 発委第 1 号 井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 12 発議第 1 号 緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める
意見書
- 第 13 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和6年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議
を開きます。

木村武壽議員より、発委第1号、井手町議会委員会条例の一部を改正する
条例制定の件が、また、鎌田隆宏議員より、発議第1号、緊急防災・減災事
業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書が提出されておりますので、
皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきま
したので、よろしくご審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、田中保美
議員、9番、岡田久雄議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのあ
る場合には、次の議席の番号の方をお願いします。

次に、日程第2、議案第1号、井手町下水道事業の設置等に関する条例制
定の件を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一産業厚生常任委員会副委員長。

8番（谷田利一） 奥田委員長の代わりに副委員長の私が報告いたします。

ただいま議題となっております議案第1号、井手町下水道事業の設置等
に関する条例制定の件につきまして、産業厚生常任委員会における審査の経過
並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月11日に招集いたしまして、5名の委員全員出席の下、
町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その
質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、委員からの公営企業会計へ移行することになった背景についての質
疑には、平成31年1月に総務省から令和5年までに公営企業会計に移行す
るよう要請があった。著しい人口減少等によって料金収入が減少している一
方で、施設や管路等の老朽化に伴い、更新費用が増加する厳しい財政状況と
なっており、将来にわたって持続可能な経営を確保するためには、損益や資

産などの情報を基に経営状況を的確に把握し、経営の効率化を図ることで経営基盤の強化に取り組んでいくことが求められていると答弁がありました。

また、条例第3条中「経済性を発揮する」が示す言葉の意味についての質疑には、公営企業会計に移行することで適正な収益を確保し、必要な費用の計上や執行によって持続可能な一つの会社として経営を行っていくとの答弁がありました。

そのほか、移行前後での①一般会計からの繰入れ、②職員の人員配置、③住民サービスの低下などの懸念、④都市計画税の継続徴収についての質疑には、①公営企業会計に移行しても、必要な金額については一般会計から繰入れを行う。②人員については、会計方式にかかわらず事務量によって人員配置を行う。③企業努力を続けながら経営を行っていくため、住民サービスが低下することはない。④下水道資本の整備の際に多くの起債を借りており、その償還財源として都市計画税を使用していくとの答弁がありました。

次に、討論においては、条例が制定され、地方公営企業法の財務規定が適用されれば、原則的に独立採算制となる。その結果、これまでの一般会計からの繰入れが制限されるようなことになれば、不足する歳入を補うために使用料の値上げにつながらざるを得ないという心配が拭えない。これまで続けてきた特別会計を継続し、住民の暮らしを守る立場に立つことが、自治体本来の役割と考えると反対討論がありました。

最後に採決を行った結果、議案第1号、井手町下水道事業の設置等に関する条例制定の件は、賛成多数で原案のとおり可決するべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

議長（奥田俊夫）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　議案第1号、井手町下水道事業の設置等に関する条例制

定の件について、反対の立場から討論を行います。

本議案につきましては、来年度から下水道事業において地方公営企業法を適用するために、下水道事業の設置等に関する条例を新たに制定するというものです。条例が制定され、地方公営企業法の財務規定が適用されれば、基本的に独立採算制ということになります。その結果、これまでの一般会計からの繰入れが制限されるようなことになれば、不足する歳入を補うためには、使用料の値上げにつながらざるを得ないという心配が拭えません。

既に地方公営企業法の全部適用が行われている自治体病院では、医師や看護師、病院職員の削減が行われ、一般会計からの企業会計への繰入金が増減し、患者、利用者への負担が増加した例などがたくさん報告されています。公営企業法を適用するということは、住民サービス低下につながる心配があります。

地方公営企業法第2条において、下水道事業や簡易水道事業等は地方公営企業法の適用外となっており、自治体が任意に条例で法適用を行うことができるとしております。下水道法に基づく公共性を図るには、負担能力に応じた税金、いわゆる一般財源を自治体の裁量によって繰入れができる、これまで続けてきた特別会計方式を継続し、住民の暮らしを守る立場に立つことが自治体本来の役割であると考えます。以上の理由で反対いたします。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第1号、井手町下水道事業の設置等に関する条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手多数です。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第20号、令和6年度井手町一般会計予算から、日程第10、議案第27号、令和6年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 岡田久雄予算特別委員会委員長。

9 番（岡田久雄） ただいま議題となっております議案第 20 号、令和 6 年度井手町一般会計予算から議案第 27 号、令和 6 年度井手町多賀財産区特別会計予算までの 8 件の議案につきまして、本予算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 3 月 8 日の 3 月定例会におきまして、議員全員をもって構成する予算特別委員会が設置され、令和 6 年度の 8 件の当初予算が付託されたものであります。

本予算特別委員会は、3 月 13 日、15 日の 2 日間にわたり、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

次に、審査内容の報告等に入るわけではありますが、議員全員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願いします。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本予算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第 20 号、令和 6 年度井手町一般会計予算、議案第 21 号、令和 6 年度井手町国民健康保険特別会計予算、議案第 24 号、令和 6 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 25 号、令和 6 年度井手町介護保険特別会計予算の 4 議案は、いずれも賛成多数をもちまして原案のとおり可決すべきものと決し、議案第 22 号、令和 6 年度井手町水道事業会計予算、議案第 23 号、令和 6 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、議案第 26 号、令和 6 年度井手町下水道事業会計予算、議案第 27 号、令和 6 年度井手町多賀財産区特別会計予算の 4 議案は、いずれも賛成全員をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここに報告申し上げます。

以上です。

議長（奥田俊夫） これで委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） ただいま議題となっています議案第 20 号から第 27 号の 8 議案のうち、議案第 20 号、井手町一般会計予算、第 21 号、井手町国民健康保険特別会計予算、第 24 号、井手町後期高齢者医療特別会計予算、第 25 号、井手町介護保険特別会計予算の 4 議案に反対、第 22 号、井手町水道事業会計予算、第 23 号、井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、第 26 号、井手町下水道事業会計予算、第 27 号、井手町多賀財産区特別会計予算に賛成の立場で討論します。

井手町 3 月定例会は、自民党の政治資金パーティーをめぐる裏金事件に国民の批判が高まっている中で開催されました。裏金づくりの真相究明と金権腐敗政治解消を国民は強く求めています。しかし、裏金づくりに関与した議員は、手にした高額の裏金を何に使ったのか明らかにしていません。全容を明らかにする責任があります。自民党がこれまで受け取った政党助成金は総額 4,400 億円を超えています。その上、企業団体献金を受け取り続け、パーティー券で荒稼ぎし、巨額の裏金づくりまでシステム化しています。

一方、国民は物価高騰の中で苦しんでいます。高齢者は、物価が上がってもマクロ経済スライドにより年金額は抑制され続けています。このようなときこそ、地方自治体は地方自治法第 1 条の 2 で述べているように、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、その役割を果たさなければなりません。

一般会計では、町内に便利なコミュニティバスを走らせてほしいという住民の長年の願いに正面から真剣に向き合う姿勢が見えません。利用するに当たり様々な条件がある「IDECA」の稼働日や稼働台数を少しぐらい増やただけでは、住民のニーズに応えることはできません。莫大な費用をかけて建設した新庁舎、山吹ふれあいセンター、テオテラスいで、図書館等へのアクセスは、車やバイクに乗れない、乗らない障がい者の方やベビーカーを使用しなければならない子育て世代への配慮がありません。JR 山城多賀駅前にできる商業施設へ行けるコミュニティバスも必要です。

高齢者にとってはどうでしょうか。認知症の大きな危険因子と言われる加齢性難聴について実態を調査することもなく、近隣市町では行われている補聴器の利用に向けた支援に取り組もうという姿勢が見えません。

ジェンダー平等に向けた取組が弱いです。女性管理職が少ないのもその表れではないでしょうか。新しくできる安心・安全推進課は防災も担当します。避難所の開設、運営などに女性の視点を大いに生かしてほしいと思います。

小学校の体育館への空調設備に向けた予算が組まれました。熱中症から子どもの安全を守り、学習を保障するためにも、また体育館は災害時の避難所になる場所でもあるという点から当然のことです。今後は授業だけでなくクラブ活動でも利用する中学校の体育館への空調設備設置に向け、早急に計画を進めていくべきです。

国民健康保険特別会計では、2020年度以降連続黒字となり、積み上げられた基金は、昨年12月では8,100万円となっています。これだけの基金があれば国保税の引下げはできます。まず未就学児の均等割をゼロに、さらに18歳未満の均等割もゼロにすべきです。また、国保税は前年度の収入により決まるため、前年に比べ収入が激減した世帯には他の市町のように軽減措置をすべきです。

後期高齢者医療特別会計では、75歳以上の高齢者の保険料を引き上げました。2024年、2025年度の2年間で1人当たりの平均保険料額は9万3,158円となり、2022年、2023年度よりも6,737円の増です。昨今の物価高を見ても、到底収入に見合った負担とは思えません。また、出産育児一時金の新たな負担を押しつけています。出産一時金のため後期高齢者医療保険で拠出されることは、制度創設以来初めての措置であり、制度の根幹に関わる問題です。さらに、保険料賦課限度額を66万円から80万円に引き上げるとしました。66万円を73万円にする激変緩和措置が1年間設定されていますが、2024年度に新たに75歳になった被保険者は緩和措置に該当せず、80万円としています。国の責任を後退させ、世代間の相互扶助制度として高齢者に負担増を押しつけるべきではありません。

介護保険特別会計では、所得段階が11段階から16段階に変更され、第9期の保険料は6,197円で374円の増、6.4%の値上げとなりました。2000年に始まった第1期のときの保険料は2,641円でしたから、2.3倍の値上げとなっています。高齢者は一般に現役世代のときと比べて

収入が少ない上に、年金制度の改悪によりほとんど年金が上がらない状態に置かれています。さらに、物価高騰により生活がますます苦しくなっています。今の制度は、真に必要な介護を社会的に保障する制度とは言えません。

以上のような理由から、議案第20号、第21号、第24号、第25号の4議案に反対、第22号、第23号、第26号、第27号に賛成いたします。

以上、討論を終わります。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） ただいま議題となっております令和6年度井手町一般会計予算並びに特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

まず、令和6年度の一般会計予算の総額は45億2,400万円で、西島町長として初めての当初予算となりますが、今回の予算を見ておきますと、選挙の公約の中で掲げられた「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」の実現を目指すという基本姿勢を軸に、その実現に向けた六つの柱から成る基本政策を着実に実施するための積極的な予算編成となっていることが見受けられます。

とりわけ、「人口減少を食い止め、いかにしてまちを活性化させるか」という本町の最も大きな課題の解決のために、利便性向上のためのJR奈良線の全線複線化、雇用の創出や税収確保のための企業誘致、住宅地をはじめとする開発適地拡大のための国道24号城陽井手木津川バイパス及びアクセス道路の整備といった三つの重点事業を着実に前進させるとともに、従来から実施している府内トップレベルの子育て支援施策についてさらに磨きをかけるという人口減少対策をより強化するための予算が計上されております。

新年度の予算案の主な事業として、具体的に申し上げます。

まず、総務関係では、犯罪抑止をはじめ犯罪捜査等に活用できるよう、警察と協議しながら計画的に設置する防犯カメラ整備や利便性向上のためのJR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、イノベーションチャレンジ事業、井手応援隊活動拠点運営事業、ふるさと納税寄附金活用事業など、「安全で安らぎのあるまちづくり」のための予算が計上されています。

次に、民生関係では、井手町独自の手厚い子育て支援施策をはじめ、社会福祉協議会が実施する高齢者移動支援や自動車急発進防止装置取付費の補助

をはじめ、老人クラブ活動助成、障害者自立支援事業費、バリアフリー整備、福祉タクシー事業など、高齢者や障がいのある方に対する数々の充実した支援策や、子どもの健やかな育ちと子育て世代を支援するための医療費助成、子育て支援チャイルドシート購入費補助をはじめ、出産を祝い、子育て世帯を応援することを目的とした井手町出産応援給付金、定住促進奨学金返還支援金など、子育て世代に配慮した予算が計上されています。

また、衛生関係では、各種健診事業や出産・子育て相談・応援支援金の給付のほか、今回から新たに1か月児健康診査を実施し、高齢者人間ドック助成の充実や二十歳からの健康づくり事業など、各世代でより切れ目のない健康診査など、民生・衛生関係とも「いきいきと安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」のための予算が計上されています。

次に、農林関係では、イノシシ、猿、鹿などから農作物を守るための有害鳥獣駆除をはじめ、一等米に加え二等米も対象とする良質米出荷奨励事業や浜・鐘付水利施設機能保全対策、片原山林道改良や山林や里山の景観を守るための森林整備事業など、「農業振興をはじめ、自然環境を守り育てるまちづくり」のための予算が計上されています。

次に、商工関係では、商工業の振興を図るための町商工会振興事業やいちょう百縁商店街事業補助、消費者支援と地域経済の活性化のための井手町商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業への補助をはじめ、テオテラスいでを核に町内のまちづくり施設と連携しながらイベントやPRを行うための交流施設等利用促進事業や特産品開発推進事業など「活力ある産業振興をはじめ、観光振興などにより交流人口の増加を図るなどの活気あふれるまちづくり」を行うための予算が計上されています。

次に、土木関係では、井手地区での国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス道路となる町道整備をはじめ、町内道路改良や道路舗装、町内の公園整備や河川・下排水路の改修、橋梁の長寿命化事業、町営住宅の景観改善事業や給水装置更新など、「計画的にインフラの環境整備を行い、地域住民の快適な暮らしを目指したまちづくり」のための予算が計上されています。

次に、消防関係では、防災・減災対策のさらなる充実強化のため、給水タンクの購入や防災広場整備をはじめ、最新の情報等を盛り込んだハザードマップ作成業務など、「安心・安全なまちづくり」のための予算が計上されています。

最後に、教育関係では、避難所等としての機能強化を図るための小学校体育館空調設備検討設計業務や小・中学校空調設備をはじめランリュック・安全帽支給事業、通学かばん支給事業、数検チャレンジ推進事業や英検チャレンジ推進事業、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業、また、保護者負担の軽減を図るため、給食費の完全無償化や修学旅行費援助、多賀地区生徒の通学費助成など、まちの未来を担う子どもたちが伸び伸びと育つための予算が計上されています。

以上のように、本年度の予算案を見ると、妊娠から出産、子育てにおいて切れ目のない子育て支援に努めるとともに、教育や福祉、暮らしの周辺整備をはじめ、商工業の活性化や農業の振興、防災・減災対策など高度化、多様化する住民ニーズに的確に応えながら、各分野において新規事業に積極的に取り組むとともに、継続事業にも十分配慮しながら所要の経費が計上された予算編成であることが見受けられます。

また、特別会計につきましても、総額は３０億６，５０７万円で、医療、介護、高齢者福祉など住民が安心して暮らせるための予算であり、上下水道についても、計画的に整備・更新を行うための予算であることがうかがえます。

以上、自主財源に乏しい中において、限られた財政を有効活用し、本町が抱える諸課題の解決に向けて、西島町政において新たな事業にも積極的に取り組もうという思いの籠もった、充実した予算編成であると高く評価いたします。

以上のことから、令和６年度一般会計並びに特別会計の予算に賛成いたします。

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第２０号、令和６年度井手町一般会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第２０号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手多数です。したがって、議案第２０号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第２１号、令和６年度井手町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第２１号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（奥田俊夫） 举手多数です。したがって、議案第２１号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第２２号、令和６年度井手町水道事業会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第２２号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（奥田俊夫） 举手全員です。したがって、議案第２２号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第２３号、令和６年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第２３号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（奥田俊夫） 举手全員です。したがって、議案第２３号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第２４号、令和６年度井手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第２４号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（奥田俊夫） 举手多数です。したがって、議案第２４号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第２５号、令和６年度井手町介護保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第２５号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（奥田俊夫） 举手多数です。したがって、議案第２５号は委員長の報

告のとおり可決されました。

これから、議案第２６号、令和６年度井手町下水道事業会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第２６号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（奥田俊夫） 举手全員です。したがって、議案第２６号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第２７号、令和６年度井手町多賀財産区特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第２７号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（奥田俊夫） 举手全員です。したがって、議案第２７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第１１、発委第１号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

発委第１号について、提出委員長から提案理由の説明を求めます。

（举手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村武壽議会運営委員会委員長。

１０番（木村武壽） １０番、木村武壽でございます。

それでは、ただいま議題となっております発委第１号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件について、提案理由の説明を申し上げます。

今３月定例会において、井手町組織条例が改正され、令和６年４月から役場組織が変更されることに伴い、現在設置している常任委員会の所管について整理を行うものであります。

それでは、発委第１号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明いたします。

２ページの井手町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

例規ページ数１０５、第２条（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

におきまして、総務文教常任委員会の所管から、「地域創生推進室」を削除し、今回新たに「安心・安全推進課」を追加するものです。

1 ページに戻っていただいて、附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

以上であります。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、発委第 1 号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

発委第 1 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、発委第 1 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 2、発議第 1 号、緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書を議題とします。

発議第 1 号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3 番（鎌田隆宏） 3 番、鎌田隆宏です。緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書を会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、読み上げて提出させていただきます。

提出者、井手町議会議員、鎌田隆宏。賛成者、井手町議会議員、脇本尚憲。

令和 6 年能登半島地震へのさらなる災害対応と一日も早い被災地の再建が望まれる中、全国的にも近年において大規模化している地震、台風や局地的豪雨等の風水害は、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路や橋梁の寸断や崩壊、土砂崩れなど甚大かつ深刻な被害をもたらしており、地方自治体におけるさらなる防災・減災対策が喫緊の課題となっています。

こうした状況の中、国及び地方自治体、民間が一体となって防災・減災、国土強靱化の取組を進めるとともに、地域の防災力の一層の強化を図ることが重要であり、本町は厳しい財政状況の中、防災・減災対策を着実に進めようとしていますが、必要となる財源の確保という大きな課題に直面しています。

緊急防災・減災事業債は、地方債の充当率が100%、そのうち元利償還金の70%が地方交付税措置とされており、地方自治体にとって極めて重要な財源ですが、緊急防災・減災事業債は令和7年度までの時限措置となっており、防災・減災対策を着実に進める上で、各地方自治体の大きな懸念材料となっています。

よって、国におかれては次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望します。

記としまして、1、緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置とされているが、地方自治体にとって極めて重要な財源であることから、令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。

2、地域の実情に応じて、起債対象事業のさらなる拡大及び要件緩和並びに交付税措置率の引上げによる財源措置の強化など、一層制度充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員の皆さん、ご賛同よろしく申し上げます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） ただいま提案のありました意見書について、幾つか質問をさせていただきます。

まず一つは、この意見書の中身を見ていますと、求めている内容は、令和7年度で終わる緊急防災・減災事業債の年月を増やしてほしいということが1点。それから、対象となる事業をもう少し拡大してほしいという二つだと思うんです。今議会で、来年度の小学校の体育館の空調の予算がつかいましたが、これは多分、緊急防災・減災事業債を使っていると思うんです。

中学校の場合、今後進めていくということなので、井手町に当てはめてみたときに、延長されなかったら当然駄目なんですけど、空調をつけるということが、現時点では緊急防災・減災事業債の事業の対象になっているんでしょうか、なっていないんでしょうか。それがないと、それなしで町独自で予算

化しなければならないと思うんですが、そういうことを求めることも含んでいるんでしょうか。

簡単に言いますと、中学校の体育館の空調は、今の緊急防災・減災事業債ではできないのか。もちろん期限が切られたらできないんですが、たまたま期限が8年より延びたら、中学校は小学校と同じように事業の対象になるんでしょうか。そのことについてまず1点目、質問をさせていただきます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 鎌田隆宏議員。

3番(鎌田隆宏) ただいま言われたとおりでございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) もう一度お聞きしたいんですが、令和8年度以降も延長されたときに、現在の小学校に空調をつけたように、この緊急防災・減災事業債が適用されれば、中学校の体育館は適用されるのかどうかを聞きたいんです。緊急防災・減災事業債というのは空調、体育館が避難所になっているなど、そういう条件があったと思うんです。そのことについてお聞きしております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 鎌田隆宏議員。

3番(鎌田隆宏) 対象になるようでございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) なるようというのは、この意見書が通っても国がどうするか判断されると思うんですよ。この意見書を上げているということは、当然、井手町の町政にとってプラスになることを願って上げているわけですよ。だから提案されている。中身そのものは僕は思っていないんですが、中学校はどうなるのかということが十分理解できないんです。小学校はよく分かりました。今回、避難所となっているところに空調をつけるということは、

この対象になっているんですよ。この意見書を上げて、中学校は対象になるのかどうかです。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3 番（鎌田隆宏） なっております。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第 1 号、緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書を採決します。

発議第 1 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和 6

年 3 月 井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前 1 0 時 4 5 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 田 中 保 美

署名議員 岡 田 久 雄